

郵送での転出届

異動年月日	令和 年 月 日	⇒新住所に住み始めた日 または住み始める予定の日	
新しい住所			
方書 (アパート・マンション・部屋号数)		世帯主	
いままでの住所	志免町		
方書 (アパート・マンション・部屋号数)		世帯主	
転 出 す る 人			
氏 名	生 年 月 日	住民基本台帳カード または個人番号カードの有無	
	大正・昭和 平成・令和 西暦 年 月 日	有・無	
	大正・昭和 平成・令和 西暦 年 月 日	有・無	
	大正・昭和 平成・令和 西暦 年 月 日	有・無	
	大正・昭和 平成・令和 西暦 年 月 日	有・無	
	大正・昭和 平成・令和 西暦 年 月 日	有・無	
以下の事項を希望する場合、□に✓を記入してください。 □特例転出(マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちの方のみ) ※特例転出を希望される方は必ず、別紙「特例転出について」をご確認ください。			
届出人	住 所		
	氏 名	(自署の場合は押印不要)	
	連絡先 ★平日昼間に連絡が とれる番号を必ず記入 してください	自宅	()
	携帯	()	
	会社	()	

必要書類

郵送での転出届(この用紙)

返信用封筒(切手を貼って返送先・宛名を記入したもの)

※返送先は志免町で住民登録のあった住所、または、転出後については新住所に限ります。

※特例転出を希望された方は不要です。(手続き完了後、電話で連絡いたします。)

届出人の本人確認書類

マイナンバーカード・運転免許証・住基カード(写真付)等顔写真付官公署発行の証明書1点の写し
または健康保険証・年金手帳等届出人本人が確認できる書類2点の写し

～必要書類が揃っているか、記入漏れがないか再度ご確認ください～
書類に不備があると受付できないことがあります。

特例転出について

特例転出とは、有効期限内のマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを利用して転入手続きが行える転出届の特例となります。転出証明書を郵送で受け取る必要がないため、より早く転入手続きを行うことができます。

○次の場合はカードを利用したの転入手続き及びカードの継続利用手続きはできませんので、ご注意ください。

- ・転入日(新しい住所に住み始めた日)から14日を過ぎて転入届を行う場合
- ・転出予定日から30日を過ぎて転入届を行う場合

○カードをお持ちの方で特例転出を希望しない場合は、転出証明書を発行しません。

○特例転出を希望された方は、転出手続き完了後に電話で連絡いたします。連絡を受けた後、新住所地の市区町村にカードを持参して転入手続きを行ってください。(カードを持参しない場合、転入手続きはできません。)

転入手続きには、カードの暗証番号(数字4ケタ)の入力が必要となります。

○マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを継続利用する際は、転入届を行った後、90日以内に継続利用の手続きを行ってください。(転入者全員分のカード及び暗証番号入力が必要です。)

また、署名用電子証明書は転出に伴い失効します。発行を希望される場合は、新住所地でカード継続利用後に署名用電子証明書の発行手続きを行ってください。

○代理人がカードの継続利用や署名用電子証明書発行を行う場合の手続きについては、新住所地の市区町村にお問い合わせください。

マイナンバーカードを申請中の方

マイナンバーカードを申請中の方は、転出手続きをされると、マイナンバーカードの受け取りができなくなります。

マイナンバーカードを希望される場合は、新住所で転入手続きを行った後、改めて申請をしてください。